

知的財産制度の 置かれている現状と課題

State and problem on Intellectual Property

弁護士, 西村あさひ法律事務所 中山 信弘

Nobuhiro NAKAYAMA Lawyer, Nishimura & Asahi

1. はじめに 問題提起

知的財産制度が今日ほど注目を集めている時代はなかった。知的財産の記事がマスコミに載らない日はないような活況ぶりである。表層的に見れば、それは単なるブームのようにも見えるが、深層においては、21世紀の情報化時代において、知的財産制度の質的な変換を見て取れる。

マークに関する知的財産についてはここでは一応措くとして、創作法、特に特許法と著作権法を扱うこととする。両法とも新たな創作をなした者に対してご褒美として独占的な実施・利用を認め、創作へのインセンティヴを増大させ、もって産業や文化の発展を図る法システムである。特に特許法では、権利者が自ら実施をして独占的利潤を得るということが想定されていたが、やがて、ライセンスを通じて、他者の力も加えて利潤を揚げるようになった。著作権においては、当初から作家と出版社とが分離してライセンスが行われていた。いずれにせよ、知的財産権とは、ある種の情報を一者あるいはグループに独占的利潤を与えるシステムである。

しかしながら近年においては、知的財産権が戦略的に用いられるようになってきた。それに伴い知的 財産制度が有する意味も変化し、また知的財産制度の有する功罪も変化せざるをえない。特に、企業に おける知的財産権の戦略的利用と、独占の問題が大きくクロースアップされるようになってきた。私の ような法律家には企業の戦略的問題は理解する能力も知識もないが、今後知的財産権と独禁法との関係 が重要性を増すであろうことは容易に推測される。

2. 特許

特許権については、戦略的利用が重要になってきた。業種にもよるが、一つの企業だけで世界のマーケットを制覇することは難しい。ライセンスを通じて他者を使えば、そのぶんだけ多くのマーケットを獲得できる。ライセンスビジネスを行うことにより、工場等への投資のリスクを分散しつつ、利益をあげることも可能となる。

さらに一歩進めて、優秀な技術を中核として世界の標準化を図り、パテントプールにより世界のマーケットから収益を挙げることも可能となる。こうなると、優秀な発明については、単にある技術を独占

的に実施して独占的利潤を挙げるということから、特許権を利用してマーケットをいかに支配するか、 という点に移りつつある。

しかしながらそのことは、独禁法上の新たな問題を生むこととなる。理論的には自然独占も問題には なりうるが、自己実施をしている限り、実際上は、独禁法上が問題を生じることは少ない。しかし特許 権を企業戦略の柱に据えるようになると、常に独禁法との関係に気を配る必要が生じてくる。

特許権と独占との関係は、パテントプールのような場合にのみ生じるのではなく、新たな分野、特にバイオやソフト関連の事例においても問題となる。多くの技術には迂回技術が存在し、それゆえ、ある技術が独占されてもマーケットを独占できることは少ない。しかし技術分野(たとえば基本的なバイオ関連発明、リサーチツール発明、標準化された技術等)によっては迂回技術がなく、ある技術が独占されるとそれ以降の発展が期待できない分野も存在する。そのようなボトルネックとなる技術については、特許審査の段階から、侵害の判断、さらには立法に至るまで競争法的配慮が必要となろうし、またライセンス拒絶や差別的なライセンスの問題ともなりうるであろう。いずれにしても、特許制度とは、産業の発展を究極的な目的としているのであり、いずれの段階においても競争法的配慮を忘れてはならない。

3. 著作権

著作物の創作形態や流通形態の大変革が生じ、著作権制度はかなり大きな制度疲労を起こしている。 IT 産業・情報産業の振興を図るということは、資源の乏しいわが国の浮沈に関わる重大問題であるが、 著作権法がそのような産業の邪魔をしている、というのが現状である。

従来の著作物の利用者は、放送局・出版社・新聞社・レコード会社等にほぼ限定され、大量の複製物を作り、大量に販売することが前提となっており、権利処理の交渉コストは大きな問題となることは少なかった。しかしデジタル時代となり、全ての企業が著作権と関係を持つようになり、しかもインターネット時代においては一般人に至るまで著作権と関係を有するようになってきた。その結果、マーケットがそれに対応できない状況となっており、このままでは、著作物の利用が萎縮するか、無断利用が横行するか、いずれかになろう。

大きなトレンドとしては、著作権法がビジネスロー化しているという点と、個人の行為が著作権侵害になりうるようになってきた、という点を挙げることができよう。以前の著作権法のプレーヤは、作家・芸術家・作曲家等の創作者(クリエーター)と出版社・放送事業者・レコード会社等の情報の伝達者等(マスメディア)にほぼ限られていたが、今日ではコンピュータ産業を始めとするあらゆる企業から個々の大衆までがプレーヤとして登場しており、このプレーヤの変化はルール変更への大きな圧力となる。

またネットの発展は多くの新しいビジネスを生んでいるが、検索エンジンビジネスに典型的に見られるように、その多くの場合、著作権侵害となる可能性がある。著作権法は経済財としてのフレキシビリティに欠けており、このような要求をうまくこなせる法制にはなっていない。如何にして情報の流通促進を図るか、という点が喫緊の課題である。

今後は、著作物の利用・流通の促進に向けての努力が必要となろう。具体的には、権利情報のデータベース化、権利を集中させるための業界慣行・契約慣行の確立、権利の集中的処理の促進、権利を集中

させるための新規立法等が検討されねばならない。また、他方では、権利者不明の場合の裁定制度の簡略化やフェアユースの規定の導入、等々が精力的に検討されねばならないであろう。主戦場は、デジタル著作物、あるいはネットを流れる著作物に関し、如何にして流通の促進を図るのか、という問題となろう。

また権利者団体も発想を転換させる必要があろう。たとえばユーチューブ等の動画投稿サイトには違法にアップされた著作物が氾濫しているが、これらを完全に阻止することは不可能である。むしろそれらのサイトと手を組んで、その利益の一部を権利者に還元させる方法を考えるべきであり、すでにそのような動きも始まっている。グーグル社がユーチューブを巨額の金で買収したが、ユーチューブのような動画投稿サイトの将来性を買ってのことであろう。

要するに、現在の著作権法は、人格的要素の強い古典的・情緒的な著作物(小説・音楽・絵画等)から、経済財であるコンピュータ・プログラムやデータベースといった、幅広い領域をカバーしており、これらを同じ原理で統一的に扱うことには限界がある。しかしいつまでも改革を遅らせる訳にはゆかない。少なくとも、アメリカではできるが、日本ではできない、ということは避けなければならない。この種のビジネスは、日本でサービスを行う必要性はない。日本でできなければ、会社をアメリカに移す、あるいはサーバーをアメリカに移す、さらにはケイマンに移すことも極めて容易である。これからの日本は、新しい情報産業が現れないと沈没するだけと思える。今、アメリカではどのような産業が栄えているのか、あるいは今後栄えるのか、という点に注視する必要があろう。

4. 最後に(コモンズの発想)

以上のように、現在の知的財産制度は大きな問題を抱えている。他方知的財産の世界では、コモンズという大きな流れがあることも見落としてはならない。知的財産制度のシステムは少なくとも資本主義国においては普遍的なものであると考えられてきた。それに対してコモンズの考え方は、情報を独占することではなく、むしろ共有することにより社会全体の発展を図ろうという発想である。OSS(リナックス等のオープン・ソース・ソフトウエア)や、レッシグ教授の提唱にかかる CC(クリエーティヴ・コモンズ)がそれに該当する。何ゆえこのような発想が生じるのか、興味あるところである。社会に対する貢献や参加の喜びか、あるいは名誉が動機か、その分析は今後の研究を待たねばならないが、このような知的財産制度と正反対の発想が台頭してきているという認識は重要である。これは、ある意味では、情報の独占をご褒美として与えて社会全体の発展を図るというスキームに限界が現れた、ということを意味するかもしれない。

コモンズの発想といっても必ずしも一定のものではない。企業によっては、特許権の存在を前提に、 ある種の独占権を放棄して巨大化する企業の研究投資負担を減らし、あるいは開発時間を節約し、また はマーケット全体を拡張することにより、個々の企業の利益も増大するという考え方をしているのであ ろう。これに対してクリエーティヴ・コモンズの発想は、商業ベースには乗らないために利用されてい ないが、創作者は利用して欲しいと願っている著作物を、著作権があることにより強力な禁止権が働い て誰も利用しない、という呪縛から解放し、著作物をインターネットで公開し、クリエーティヴ・コモ ンズが定めるいくつかの条件に従い、お互いに無償で利用できるというシステムである。

いずれにせよ、知的財産権による独占に対しては反省の時期に来ている。もちろんコモンズの台頭は知的財産制度を否定するものではなく、むしろ知的財産権を前提として、その修正を迫るに過ぎないと考えられるが、人はなぜ創作行為をするのか、という問題を再考する必要があろう。それは、本号の特集である「オープン・イノベーション」とも関係してくるであろう。